

II 「規則第 27 条第 3 項及び規則第 28 条第 2 項に規定する 12 月 20 日までに翌年において使用を予定する放射性同位元素の数量の届出の必要性について」

1) 研究背景・目的

近年、放射線診断・治療と放射性同位元素を使用した新たな診断・治療方法が実施されるようになってきている。放射線診断においては新たな PET 核種等、放射線治療においては、密封されていない放射性同位元素を用いた疼痛緩和やがん治療、密封された放射性同位元素を用いた永久挿入等によるがんの診断・治療に多く使用されている。

また、原子力委員会では、「医療用等ラジオアイソトープ製造・利用推進アクションプラン」が策定（2022 年 5 月）された。このプランの中では、重要なラジオアイソトープの国内製造・安定供給のための取組推進、医療現場でのアイソトープ利用促進に向けた制度・体制整備、ラジオアイソトープの国内製造に資する研究開発の推進、ラジオアイソトープ製造・利用のための研究基盤や人材・ネットワークの強化が挙げられている。これらの状況を考えると、今後、密封及び非密封放射性同位元素が医療においてより活用されることが予想され、医療法においても、その体制整備が必要となっている。

一方、これら放射性同位元素の安全管理は非常に重要であり、各関係法令により複雑な手続き等が規定されている。その中で医療法では、施行規則第 27 条第 3 項及び同規則第 28 条第 2 項の規定により、12 月 20 日までに翌年の使用予定数量を届出なければならない。また、地域によっては本年の使用数量の届出も求められている。

しかしながら、この届出は何を目的に行われているのか、届出された数値はどのような用途に使用されるのか、医療法施行規則第 4 章の逐条開設のような役割を持っている平成 31 年 3 月 15 日付け医政発 0315 第 4 号厚生労働省医政局長通知においても明確に示されていない。

医療機関において年末の業務が多忙な中、この届出を実施することは負担という声がある。よって、この届出が持つ目的の明確化や、届出の在り方について再考に資するため本研究を実施し、行政側と医療機関側の連携が密になるよう展開できれば更なる医療の発展と放射線の安全使用に寄与できるものとする。

2022 年度は、全国の保健所で使用されている届出様式に関する記載事項の調査及び比較を実施した。その結果、届出様式は都道府県により異なり統一されていないことが明らかになった。2023 年度は、医療機関を対象に「規則第 27 条第 3 項及び規則第 28 条第 2 項に規定する 12 月 20 日までに翌年において使用を予定する放射性同位元素の数量の届出の必要性について」に関する実態調査を実施した。その結果、予定使用数量の届出について 73%が「必要ない」と回答し、その理由として届出の意義・目的が不明確であり医療機関への周知が不足している点が挙げられた。届出方法は郵送 47%、持参 36%、電子 9%であったが、今後は 76%が電子届出を希望しており、届出の電子化と様式の統一が求められた。また、12 月 20 日の提出期限に疑問を持つ回答が多く、年度末でない点が医療機関の負担増加につながっている可能性があるため、行政側がその必要性を周知する必要があると考えられた。今後、地域行政機関の負担状況を調査し、届出の意義や運用の改善を検討するとともに、医療法に関する課題を収集し、次年度以降の制度改善に向けた研究を進めることが適当と考えられた。そこで本年度は、地域行政機関を対象に、同アンケートを実施した。

2) 研究方法

地域行政機関を対象に、規則第 27 条第 3 項及び規則第 28 条第 2 項に規定する 12 月 20 日までに翌年において使用を予定する放射性同位元素の数量の届出（以下、予定使用数量の届出）の必要性に関するアンケート結果を実施した。アンケート実施期間は、2024 年 12 月 3 日から 2025 年 1 月 10 日であった。アンケートは、Google フォームの機能を利用して作成し、厚生労働省医政局地域医療計画課医療安全推進・医務指導室を通じて、全国各自治体（都道府県（47 カ所）＋政令市（20 カ所）＋特別区（23 カ所））へメールにて周知を図りアンケートを実施した。一部の自治体においては、通信セキュリティの設定により Google フォームにアクセスできない場合があり、同内容のアンケートを Word 形式で提供し、記載頂き Word 形式の電子ファイルを収集した。以下にアンケート項目一覧を示す。

【アンケート調査項目】

質問 1：メールアドレス

質問 2：ご回答者様のお名前をご記載ください

質問 3：ご回答者様の所属部局名をご回答ください

質問 4：ご回答者様の所属部局等が管轄する都道府県、政令市、特別区を選択ください

質問 5：届出の記載内容について

質問 6：法令に規定された項目以外を届出させている理由をご記載ください

質問 7：医療機関から届出された放射性同位元素の翌年の使用予定数量を、何らかの取り組みに活用していますか

質問 8：前設問の取り組みについて自由記載をお願いいたします

質問 9：医療機関から届出された放射性同位元素の翌年の使用予定数量は、集計されていますか（複数回答可）

質問 10：医療機関から届出された翌年の使用予定数量が前年から変わっているか確認していますか

質問 11：前設問で「確認している」を選んだ場合、医療機関から届出された翌年の使用予定数量は、前年と変わっていた場合、どのように、ご対応されますか（複数回答可）

質問 12：医療機関からはどのような届出方法で提出されていますか（複数回答可）

質問 13：当該、届出（報告）の必要性について

質問 14：前設問のように回答した理由を教えてください

質問 15：届出を実施する場合、届出の締め日は現行のままでよいと思いますか

質問 16：前設問と回答した理由を記載ください

質問 17：届出様式が、地域ごとに異なり「本年の使用数量」を併記する保健所等（行政機関）もありますが、全国的な統一を図る必要があると思いますか

質問 18：前設問と回答した理由を記載ください

質問 19：当該届出が有効に利用されるためには、どのような改善が必要でしょうか

3) 結果・考察

アンケート結果について示す。自由記載欄において、アンケートの形式に関する意見や、自治体、施設・個人の特定が危惧される記載は除外した。各質問に対して結果、要約、考察を記載した。

アンケート回答概要

アンケートの回答総数は69件であった。その内、長野県6回答、東京都2回答、兵庫県2回答であった。複数の回答があった都県からの回答者は全て別の部署、担当者であった。質問1から3は、アンケート協力者の個人情報、施設情報に関わるため記載しない。

質問4：ご回答者様の所属部局等が管轄する都道府県、政令市、特別区を選択ください

回答	回答数
都道府県	37
政令市	17
特別区	15
総計	69

アンケート記載についての考察

- ・ 都道府県からの回答が半数以上を占め、次に大規模自治体（政令市・特別区）が続く。
- ・ 都道府県が主に届出を管轄しているため、制度の変更や統一化には都道府県の意見が特に重要である。
- ・ 政令市や特別区も一定の役割を担っており、地域ごとに運用の違いがある可能性がある。
- ・ 制度の統一や見直しを進める場合、都道府県と大規模自治体の意見を調整することが重要となる。

質問5：届出の記載内容について

回答	回答数
翌年の使用予定数量のみ	48
翌年の使用予定数量＋本年の使用数量（＋最大使用予定数量）	12
翌年の使用予定数量＋最大使用予定数量	9
総計	69

アンケート記載についての考察

- ・ 「翌年の使用予定数量のみ」の届出が最多であった（48件）。
- ・ 大多数の自治体が法令通り「翌年の使用予定数量のみ」を届出させているが、一部では本年の使用実績や最大使用予定数量も記載させている。

質問6：法令に規定された項目以外を届出させている理由をご記載ください

回答	回答数
「最大使用予定数量」については、県で定める様式上、記載することとしているがその経緯は不明。今後、法令規定外であるため様式改定に伴い、「翌年の使用予定数量」のみを届出するよう変更の予定あり。	1
医療機関で自主的に記入をしているため。	1

医療法第15条第3項の規定に基づく届出を1つの様式で網羅している都合上、届出様式に医療法施行規則第28条第1項第3号で届け出ることになっている「最大使用予定数量」の記載欄を設けているため。	1
過去から病院独自の様式で届出がされており、詳細は不明	1
規定の様式はアとしているが、実際の提出の際に最大使用予定数量を記載してもらっている。設置の際に最大予定数量を届出させていることに応じたものとみられる。	1
県と同様の様式を使用しているため	1
県の様式をもとに作成されているため。	1
最大使用予定数量を併記することで、翌年の使用数量が超えていないことを確認するため	2
最大使用予定数量を併記することで、翌年の使用数量が超えていないことを確認するため。	1
実使用量も把握でき安全な管理に繋がるため	1
前年度使用予定数量との比較確認のため。	1
備付時に届出した実効線量計算結果を超える量を使用していないか、病院に確認してもらうため、最大貯蔵予定数量、3月間の最大使用予定数量、1日最大使用予定数量を記載してもらっている。	1
不明	1
本年の使用数量と最大使用予定数量の両者を併記することで、届出数量を超えていないか把握でき、安全な管理に繋がるため。	1
本年の使用数量と最大使用予定数量の両者を併記することは、実使用も把握でき安全な管理に繋がるため、様式に記載欄は設けていないが、一部の大規模病院について、任意の協力を得て届出させている。	1
本年の使用数量と最大使用予定数量の両者を併記することは、実使用も把握でき安全な管理に繋がるため。	3
本年の実績と比較し、増減の確認を行うため	1
未回答	6
翌年の使用予定数量のみ	42
翌年使用予定数量欄には、許可された数量を記載させることで医療機関自身が許可された数量を把握しているか確認している。また、本年の最大使用数量を記載させ、許可数量を超えていないことで、安全に使用されているか確認している。	1
総計	69

アンケート記載の要約

- ・ 「翌年の使用予定数量のみ」の届出が主流（42件）である。
（質問5での回答48件と差異があるが、未回答の6件が差異分に該当すると思われる。）
- ・ 一部の自治体では「最大使用予定数量」も記載させているが、その理由は以下の通り。
 - 安全管理のため（実使用量との比較、許可数量超過の防止）。
 - 自治体独自の様式・慣習に基づく運用。

- 医療機関が自主的に記入。
- 法令上の別規定（医療法施行規則）に基づく記載。
- ・ 「最大使用予定数量」の届出を不要とする見直しを検討する自治体もある。

アンケート記載についての考察

- ・ 届出の様式が自治体ごとに異なり、統一性に欠ける。
- ・ 最大使用予定数量の届出が実務的にどこまで必要か再検討する余地がある。
- ・ 安全管理のための活用がある一方、単なる慣習として続いているケースもあり、届出の目的を明確化すべきと思われる。
- ・ 届出負担を軽減しつつ、必要な管理を維持するため、統一的な指針の策定が望まれる。

質問7：医療機関から届出された放射性同位元素の翌年の使用予定数量を、何らかの取り組みに活用していますか

回答	回答数
活用していない	56
活用している	13
総計	69

質問8：前設問の取り組みについて自由記載をお願いいたします

●活用している場合の自由記載

備え付け時に提出された届出に記載されている「年間使用予定数量（最大）」を超過していないか確認している。ただし、翌年使用届における翌年使用予定数量について、「翌年に実際に使用を予定する数量」ではなく、備え付け時に届け出た「最大の年間使用予定数量」を記載している医療機関が多く、翌年使用届の在り方について疑問を感じている。

（①にも記載）本年使用数量が、許可された数量（翌年使用予定数量欄に、許可された数量を記載させている。）を超えていないことにより、安全に使用されているか確認している。過去に活用された事例として、河川において¹³¹Iが検出された際、本届出内容の核種および本年使用数量から医療機関を推測し、使用状況を確認したことがある。

医療監視において、使用数量が予定数量を超えていないか、確認している。

医療監視の確認資料として使用している。

医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査において、使用量と予定量に大きな違いが無いかの確認に使っている

一部の大規模病院について、検査同行（内容）等の把握に活用している。

活用ないが、同位元素については規則第28条第2項にあるから届出を受けている。

今年度の使用予定数量からの変化を確認し、必要に応じて内容を聴取している。

施行規則第27条第3項及び規則第28条第2項にあるから。すでに届けられている最大使用予定数量を超えていないことを確認している。

施行規則第 27 条第 3 項及び規則第 28 条第 2 項にあるからでもあるが前年提出された予定数を比較して、核種の追加や増加がないか確認変更届の漏れがないか確認している。大幅な使用量の増加がみられる場合は、排水設備等の施設基準が満たしているかなど医療機関に確認する。

長年継続的に実施しているから

届出使用量を超過していないかの確認に使用している。

病院の立入検査の際に確認している

アンケート記載の要約

- ・ 安全管理・監査目的での活用が中心（使用量超過の確認、変更届のチェック、施設基準の適合性確認など）である。
- ・ 法令（施行規則第 27 条第 3 項・第 28 条第 2 項）に基づくが、長年の慣習的運用も影響している。
- ・ 届出内容の統一性に課題（「翌年使用予定数量」に「最大年間使用予定数量」を記載するケースが多く、制度の意義に疑問の声）があると思われる。

アンケート記載についての考察

- ・ 一部の自治体では届出情報の実務的活用がされている一方、運用のばらつきがあり、見直しの余地がある。
- ・ 実際の使用予定数量を正確に把握するため、記載方法の統一や適正化が必要。
- ・ 監査や安全管理と届出制度のバランスを取りつつ、負担軽減を考慮した改善が望ましい。

●活用していない場合の自由記載

なし

医療法施行規則第 27 条第 3 項及び規則第 28 条第 2 項に基づく届出であり特段の活用はしていない
活用していない

活用していない。

活用なし

活用の実績なし

届出は受理したことがない

使用許可数量を超えていないことを確認すること以外には活用していない

施行規則では自治体の実施義務は何ら規定されていないため

施行規則に根拠のある届出として受付けるのみ

施行規則第 27 条第 3 項及び規則第 28 条第 2 項にあるから

施行規則第 27 条第 3 項及び規則第 28 条第 2 項にあるから。

施行規則第 27 条第 3 項及び規則第 28 条第 2 項にあるから。放射性同位元素を取り扱う施設への立入り等は東京都で行うため区としての活用方法は特になし

集計等を行っていない。

診療所からの届出実績はなく、病院からの届出は東京都の経由事務であるため

長年継続的に実施しているから

長年継続的に受理しているから

当区では該当する届出はありません

特にありません

特になし

届け出の目的が明確でないため

届出の受付実績が無い。

法に基づく届出のため受理し、届出数と比較する程度。元々の始まりが、日本アイソトープ協会が RI を海外輸入するにあたり、翌年の使用量をだまかに把握し、安定供給を図ることが目的だったと承知している。

法令に基づく届け出事項であるため受理し、施設・設備等の変更の有無を把握する一助にはなっているが積極的な取り組みは行っていない。

未記載

アンケート記載の要約

- ・ 活用していない回答が大多数（「活用なし」「特になし」などの記載多数）。
- ・ 法令（施行規則第 27 条第 3 項・第 28 条第 2 項）に基づく届出として受理しているのみで、具体的な活用実績は少ない。
- ・ 一部の自治体では届出の目的や意義に疑問を感じている（「届け出の目的が明確でない」など）。
- ・ 歴史的には、日本アイソトープ協会が輸入量調整のために導入した制度という認識もある。

アンケート記載についての考察

- ・ 届出は法令上の義務として継続しているが、実務的な活用がほとんどされていない。
- ・ 制度の目的や意義を再評価し、不要な負担を減らすための見直しについて検討する必要がある。
- ・ 実質的な安全管理や監査のために活用されていない場合、届出内容や運用方法を合理化すべきと思われる。

質問 7 及び質問 8 の要約、考察

要約

- ・ 届出の多くは「翌年の使用予定数量のみ」を記載させている（48 件）が、一部では「本年の使用数量」や「最大使用予定数量」も記載させている。
- ・ 届出を活用していない自治体が多数（56 件）で、活用例は監査・安全管理が中心。
- ・ 届出の目的が曖昧で、自治体ごとに運用が異なるため、統一性に課題。
- ・ 全国统一を求める意見と、地方自治の裁量を尊重すべきとの意見が分かれる。

考察

- ・ 届出の目的を明確化し、実際に活用できる制度へ見直すべきと思われる。
- ・ 不要な届出負担を軽減し、必要な情報のみを統一的に求める方向で整理が必要と考えられる。
- ・ 全国统一の利点（事務負担軽減）と地域裁量のバランスを考慮し、基準を整備する必要がある。
- ・ 電子化を進め、届出の簡素化とデータの有効活用を推進することが望ましいと思われる。

質問9：医療機関から届出された放射性同位元素の翌年の使用予定数量は、集計されていますか（複数回答可）

回答	回答数
集計している（管轄地域での放射性同位元素の使用状況を把握）	2
届出の確認のみで集計は行っていない	50
専用電子ファイルに保存するのみ	9
医療機関台帳に記入している	2
前年との比較をしている	1
届け出は病院からのみであり、病院の経由事務として受理し病院を管轄する東京都へ送付	1
届出がない	4
総計	69

アンケート記載の要約

- ・ 集計を実施し、管轄地域での放射性同位元素の使用状況を把握していると回答は2件のみ。
- ・ 届出の確認のみで集計をおこなっていない自治体が多数であった（50件）。
- ・ 電子ファイルへの保存のみの対応が一部で見られる（9件）。
- ・ 医療機関台帳に記入していると回答は2件のみ。
- ・ 一部の自治体では届出自体を受理したことがない、または該当事例がないと回答（複数件）。

アンケート記載についての考察

- ・ 多くの自治体が届出を受理するのみで、集計や積極的な活用はほぼ行われていない。
- ・ 電子ファイル保存のみの自治体も一部あるが、管理体制にばらつきがある。
- ・ 集計している自治体はごく少数であり、放射性同位元素の使用予定を統一的に把握する仕組みが整っていない。
- ・ 届出制度の目的が曖昧で、実務的な必要性が低い可能性があり、運用の見直しが求められる。

質問10：医療機関から届出された翌年の使用予定数量が前年から変わっているか確認していますか

回答	回答数
確認していない	37
確認している	27
届出の受付実績が無い。	3
届出に翌年と今年の記載あり	1
保健所により異なる。	1
総計	69

- ・ 「確認していない」自治体が最多（37件）、確認しているのは27件であった。届出の実績がない自治体や、対応が保健所ごとに異なるケースもある。

アンケート記載についての考察

- ・ 半数以上が変化を確認しておらず、届出の実質的な活用は限定的である。
- ・ 統一的な運用がなく、制度の意義や必要性の見直しが求められる。

質問 11：前設問で「確認している」を選んだ場合、医療機関から届出された翌年の使用予定数量は、前年と変わっていた場合、どのように、ご対応されますか（複数回答可）

回答	回答数
医療機関に確認する	8
届出数量を超えていないか確認する	6
医療機関に確認する、届出数量を超えていないか確認する	6
医療機関に確認する、届出数量を超えていないか確認する、医療監視で確認する	2
医療監視で確認する、何もしない	1
医療監視で確認する	1
届出数量を超えていないか確認する、医療監視で確認する	1
医療機関に確認する、医療監視で確認する	1
何もしない	1
総計	27

アンケート記載の要約

- ・ 「医療機関に確認する」（8件）と「届出数量を超えていないか確認する」（6件）が主な対応あり、両方を実施する自治体も6件、医療監視を併用する自治体は4件であった。
- ・ 「何もしない」と回答した自治体も1件あり、対応にはばらつきがある。

アンケート記載についての考察

- ・ 確認を行う自治体は多いが、対応方法は統一されていない。
- ・ 医療監視に活用する自治体は少なく、監査の役割としての機能は限定的である。
- ・ 制度の実効性を高めるため、届出の役割や運用の標準化が必要と思われる。

質問 12：医療機関からはどのような届出方法で提出されていますか（複数回答可）

回答	回答数
郵送、持ち込み	40
持ち込み	9
郵送	8
郵送、Web、持ち込み	3
Web、持ち込み	2
保健所に届出後（副本は一部保管）、正本が保健所から定期便で運搬される	1
保健所へ郵送または持参で提出し、保健所経由で県庁へ郵送又は持参で提出	1
持ち込み、東京都への経由の場合	1
届出はありませんが持ち込みを想定しています	1
当区では東京都宛の届出を受理及び進達実績あり（郵送及び持ち込み）	1
Web	1
届出の受付実績が無い。	1
総計	69

アンケート記載の要約

- ・ 「郵送+持ち込み」が最多（40件）で、持ち込み単独（9件）、郵送単独（8件）も一定数見られる。Webを利用する自治体は少ないことがわかった（6件）。
- ・ 一部では保健所経由での提出や東京都への進達実績がある。

アンケート記載についての考察

- ・ 多くの自治体で郵送や持ち込みが主流で、Web提出はほとんど普及していない。手続きのデジタル化が進んでおらず、医療機関の負担軽減や行政の効率化が課題。
- ・ Web届出の推進や、統一的な提出方法の整備が求められる。

質問 13：当該、届出（報告）の必要性について

回答	回答数
どちらでもない	28
必要である	21
必要ない	20
総計	69

質問 14：前設問のように回答した理由を教えてください

●必要である理由

回答	回答数
「翌年に実際に使用を予定する数量」に併せて、「本年の使用実績数量」の報告を求めることにより、放射性同位元素の使用状況をよりの確に把握できるのではないかと考える。医療法で定められた届出であり、届けないと法令に抵触するものと考えている。なお、臨床検査技師等に関する法律施行規則第17条の2第3項において検体検査用放射線同位元素（以下「RI」という）を備える衛生検査所では最大使用予定数量等の届出を規定しており、過去にその届出数を超過してしまった衛生検査所に対してRIの1日使用量の超過による影響の有無（RI排気濃度及び従事者の被ばく量が基準値以内であったか等）について施設側に報告書を提出させたことがある。医療機関についても衛生検査所と同様な取り扱いを行うのであればRIの安全使用について啓発につながり意義があるものになると考える。	1
医療法施行規則に記載されているので	1
核種の追加などの届出が漏れていないか確認できる	
翌年の予定数量を届け出ることによって、管理の啓蒙につながる	1
最大使用予定数量が使用許可数量として届出されるため許可数量の超過について確認ができる	1
事故、災害等の有事発生時に、保健所が各医療機関の放射性同位元素の使用実態を把握していなければ適切な初動対応が困難であるため	1
届出義務を課すことで、届出医療機関側は、検査・治療方法の追加や変更による放射線核種の追加や数量の増減が必要ないかを毎年確認し、必要であれば変更届等を促す契機とな	1

るため。	
また、行政側は、翌年使用予定届は備付届の核種の変更や数量を超過していないか確認する機会となるため。	
翌年の予定数量を届け出ること、管理の啓蒙につながる	13
翌年の予定数量を届け出ること、管理の啓蒙につながる。届出数量を超えていないかの確認に使用している。	1
総計	21

アンケート記載の要約

- ・ 翌年の予定数量を届け出ること管理の啓蒙につながる（複数回答）。
- ・ 届出義務により、医療機関側の自己点検や変更届の促進が期待される。
- ・ 行政側は、核種の追加や許可数量超過の確認が可能になる。
- ・ 災害や事故時の初動対応のため、使用実態の把握が重要である。
- ・ 衛生検査所の事例を参考に、安全使用の啓発にも活用できる可能性がある。

アンケート記載についての考察

- ・ 制度としての意義はあるが、実際の活用や啓発効果にはばらつきがある。
- ・ 管理・安全強化の目的を明確化し、届出内容の実効性を向上させる工夫が必要と思われる。
- ・ 不要な届出負担を減らしつつ、有事対応や核種管理に役立つ運用の見直しが望まれる。

●必要ない理由

回答	回答数
国等へ報告し医薬品の生産量等へ活用しないのであれば、必要ない。	
最大使用予定数量を超えていないことを医療監視（立入検査）で確認できればよいため。	1
最初の備付時に年間使用上限量を届け出し、種類や量などに変更が生じる場合のみ届出ることとする	1
事務職員が、定期的に行っているようで内容を理解していない	4
実際の使用量まで把握できていないので	1
実際の数値は確認しないため、何のための届出か不明であるため	1
特段報告された数量を利用していないため	1
届出を受理するのみで活用していないため	1
放射性同位元素の翌年の使用予定数量は、何のための届出か不明であるため	9
毎年、同じ数値で届出日だけを変えているため。	1
総計	20

アンケート記載の要約

- ・ 届出の目的や意義が不明確（「何のための届出か不明」「特段活用していない」など複数回答）で、実際に活用されておらず、単なる事務手続きになっている。
- ・ 立入検査で最大使用予定数量の確認ができれば十分との意見がある。
- ・ 事務職員が内容を理解せず、毎年同じ数値を記載するケースもある。

- ・ 種類・量に変更がある場合のみ届出すればよいとの考えがある。

アンケート記載についての考察

- ・ 届出の実効性が低く、行政側で活用されていない。
- ・ 変更時のみの届出や立入検査による確認への一本化など、効率化の余地がある。
- ・ 目的を明確化し、不要な届出負担を軽減する見直しが必要と思われる。

●どちらでもない理由

回答	回答数
記載目的が法に明記されていないが、大阪府では本年使用数量を記載させている。毎年医療機関自身が許可数量を確認することで、許可なく使用数量を増量させることを防ぎ、診療用放射線安全管理対策に有効と考え実施している。○一定医療機関の負担との意見もある。	1
規則で決まっているため届出は受付するが、活用することは難しい	1
施行規則で規定されているため提出を受けている	1
施行規則で決まっているため、定期的な事務として行っており、事務職員は内容を理解していないから	1
施行規則で決まっている行為であるので従うだけ	13
施行規則で決められている趣旨又は目的が明らかでないとな必要の有無を回答できないため	1
東京都の経由事務であるため、東京都の意向による	1
届出があれば、使用実績等を把握はでき、立入検査等の参考にはできるが、医療機関側の煩	
雑さを考慮すると、必要性はどちらでもない	1
届出の受付実績が無く、分からない。	1
届出の要否について、意見はありません。	1
届出もなく、施行規則で決まっているため、どちらでもありません	1
法の規定に基づくものであり、必要性の有無を判断する立場にないものと思料	1
法的な届け出	1
法令に従って受け付けていますが、活用はできていないのが現状です。	1
本県では、報告を受けるだけになっている状況。	1
翌年の予定数量を届け出ること、管理の啓蒙につながると思うが、必要性は感じない	1
総計	28

アンケート記載の要約

- ・ 施行規則に基づき届出を受理しているが、活用はほぼされていない。
- ・ 「どちらでもない」とする理由は、法的義務のため従っているだけとの回答が多数であった。
- ・ 一部では、医療機関の自己確認による安全管理効果を認める意見もある。東京都などでは経由事務にすぎず、実務的な判断をしていない自治体もある。
- ・ 必要性を判断する立場にない、または意見がないとする回答も一定数認められる。

アンケート記載についての考察

- ・ 法令に従う形で届出が維持されているが、実務的な意義は薄いと思われる。
- ・ 活用が難しいため、届出の目的や効果を明確化し、合理化の検討が必要と思われる。
- ・ 医療機関の負担を考慮しつつ、安全管理への有効性を高める方向性が望まれる。

質問 13 及び 14 の要約、考察、結論

要約

- ・ 届出の必要性は意見が分かれる（必要 21 件、不要 20 件、どちらでもない 28 件）。
- ・ 必要派は安全管理・災害対応を重視、不要派は実務的活用が乏しいと指摘している。
- ・ 確認していない自治体が多数（37 件）、確認方法や活用度にばらつきがみられる。

考察

- ・ 届出の目的が曖昧で、活用されていないケースが多い。
- ・ 不要な負担を減らし、安全管理を強化するための見直しが必要と思われる。Web 提出の推進など、手続きの簡素化が求められる。
- ・ 本届出の目的を明確にし、統一基準を策定すべきであると思われる。その上で監査・安全管理と連携した合理的な届出方式を検討する必要がある。

質問 15：届出を実施する場合、届出の締め日は現行のままでよいと思いますか

回答	回答数
このままがよい	25
年度締めとするべき	8
どちらでもない	36
総計	69

アンケート記載についての考察

- ・ 締め日の変更に関し強い要望はなく、現行維持でも大きな問題はない。
- ・ 届出の目的や実効性を明確化し、締め日より運用の効率化が優先課題と考えられる。

質問 16：前設問と回答した理由を記載ください

●このままが良い理由

医療機関が現行のままで定期的に提出できるため
基本的に、該当の医療機関は、毎年 12 月 20 日までに届出を行っており、締め日を変更しなくても支障ないため
現行において、特段支障は生じていないため
現行の締切日が医療機関に浸透しているため。
今から年度に変えると混乱が生じるのではないか
施行規則で決まっているため
施行規則上、翌年の使用予定を提出する内容となっているため
締め日を変えることで医療機関が混乱する可能性があるため。

締切日が変更されるとこのためだけに事務取扱要領の改正が必要となるから。
適切な管理ができていれば時期は従来通りでよいのではないかと
適切な締め日が分からない
特に変更する理由もないため。
特段希望はなく、変更する必要はないため。
年度締めにする、備付届との整合性が図れないので、年末締めが良いと思う。
年度末は手続きが集中するため
年度末は人事異動時期と重なり提出漏れが多いため
年度末は他の業務も多い時期のため
年度末は他の申請も多数あるので、業務集中を避けたい
変える必要がないから
変更すべき特段の理由がない
変更する特段の理由がない場合は、従前のおりとするのが適当と考えます。
法令で決められた期日のため
法令上、翌年のとなっている以上現行のままで良い。繁忙だけを理由に提出時期を変えるのであれば
年末でも年度末でも一緒
翌年使用量の届出のため。
来年の使用予定数量の届出は、年末より早い時期でも十分提出準備を整えられると考えられるため。

アンケート記載の要約

- ・ 現在の締切日（年末）が医療機関に浸透しており、変更の必要性を感じない意見が多数であった。
- ・ 施行規則に基づいており、法令上の整合性が取れているため変更不要との見解が見られる。
- ・ 年度末に変更すると業務集中（人事異動・申請増加）による混乱が懸念される。
- ・ 変更すると医療機関や行政の事務手続きに影響が出るため、現状維持が適当との考えがあった。

アンケート記載についての考察

- ・ 現行制度で大きな問題がない限り、締切日を変更する合理的な理由は乏しい。
- ・ 業務負担の偏りや混乱を避ける観点からも、年末締めの継続が妥当である。
- ・ 提出締切日の変更の議論よりも、届出の効率化や実効性の向上に焦点を当てるべきと思われる。

●年度締めとするべき理由

届出期限はいつでも支障ないと考えるが、年度末であれば医療機関側も忘失せず届け出るのではないかと。

「年」と「年度」の届出が混在しており、分かりにくいいため
医療機関では年度での運用が普通であるから
行政手続上、年度締めの方が整理がしやすいため
年度の使用予定量なので年度締めがわかりやすいかと思えます。
年度の方がわかりやすいので
病院内におけるほとんどの事務は、年度単位で管理していると思われるから
報告機関や自治体が期限を把握しやすいため。

アンケート記載の要約

- ・ 年度締めの方が医療機関にとって分かりやすく、忘れにくいとの意見がある。
- ・ 「年」と「年度」の届出が混在し、分かりにくい状況を整理できる。
- ・ 行政手続き上も、年度単位の方が管理しやすいと考えられる。
- ・ 病院内の事務処理は基本的に年度単位で行われているため、整合性が取れる。

アンケート記載についての考察

- ・ 年度単位での管理が一般的なため、届出の整理や把握がしやすくなる可能性がある。
- ・ 年単位と年度単位の混在が課題であるなら、統一により混乱を減らせる。
- ・ ただし、締切変更が医療機関や行政手続きに与える影響も慎重に検討する必要がある。

●どちらでもない理由

12月20日にこだわる必要はないが、翌年使用量となっているので年末（12月28日）までに届け出てもらふ必要があると考える。※「翌年度使用量」を届けるのであれば年度末でもよいと考える。

あえて年度締めに変更する理由はない

いつにすべきという意見は特にない。

どちらでもよい。

医療機関側に負担があるのであれば、締め切りの時期にはこだわりません。

医療機関側の意向を汲むべきものと思料

一般的に年度末の方が分かりやすいと思うが、繁忙期のため失念の恐れがある

過去の法令は、年末閉めであったからではないか。

形骸的に届出を受けている面もあり、時期はいつでもよく、変える必要もない。

経由事務として行っているから

現行でも1年間の予定使用数量の確認は可能なため

現行のままでも変更しても、どちらでも影響はないため

現行のままでも特に問題は生じていない

現在、法では算定期間が定められていないため、算定期間を定めたうえで、期間後の届出〆切とすることがわかりやすいと考えている。

現場から特に要望は受けていないが、要望があれば変更の余地はある。

施行規則で決まっている期日であるので従うだけ（3回答）

前年使用の評価をするため、予定量ではあるが1月提出としてもらいたい。

締め日を過ぎても受理するため、気にしていない。

締め日を特定する理由が特にないため

東京都の経由事務であるため、東京都の意向による

特になし

届出に対する明確な目的が達成できれば、締め日はいつでもかまわない

届出の期日について意見はありません。

届出の受付実績が無く、分からない。

届出もなく、施行規則で決まっているため、どちらでもありません

届出を活用していないため
 必要性を感じない手続きであり、締め日の変更は何にも影響しないため。
 不明
 法令に従って対応する
 未回答

アンケート記載の要約

- ・ 提出締切日には特にこだわらない、またはどちらでもよいとの意見が多い。
- ・ 施行規則に従うだけで、提出締切日の変更に特段の理由を感じない自治体が多数である。
- ・ 医療機関の負担を考慮し、意向を汲むべきとの意見もある。
- ・ 年度末の方が分かりやすいが、繁忙期のため報告を失念するリスクが指摘される。
- ・ 本届出自体を活用していない、または本届け出自体が形骸化しているとの指摘もある。

アンケート記載についての考察

- ・ 提出締切日の変更の必要性は感じられず、どちらでも問題ないとの意見が大勢を占める。
- ・ 医療機関の利便性を優先しつつ、届出の目的を明確化する方が重要である。
- ・ 提出締切日より、届出の有効性や合理化に焦点を当てた議論が求められる。

質問 15 及び 16 の要約、考察、結論

要約

- ・ 「どちらでもない」が最多（36 件）、現行維持派（25 件）、年度締め支持は少数（8 件）である。
- ・ 現行維持派：医療機関の混乱回避、法令に基づく運用、業務負担の増加を懸念している。
- ・ 年度締め派：医療機関の管理しやすさ、手続きの統一性を重視している。
- ・ どちらでもない派：施行規則に従うのみ、変更の特段の理由を感じない。

考察

- ・ 締切変更の強い要望はなく、現行維持が妥当との意見が多い。
- ・ ただし、年度単位の方が管理しやすいとの意見もあり、統一基準の検討余地はある。
- ・ 締切変更よりも、届出の目的や実効性の明確化が優先課題である。
- ・ 現行維持で問題は少なく、変更する合理的な理由は乏しい。
- ・ 届出制度の有効性を高めるため、締切日より運用の効率化と合理化が必要である。

質問 17：届出様式が、地域ごとに異なり「本年の使用数量」を併記する保健所等（行政機関）もありますが、全国的な統一を図る必要があると思いますか

回答	回答数
その他	14
必要ある	25
必要無い	30
総計	69

アンケート記載についての考察

- ・ 統一の必要性には賛否が分かれるが、大きな問題とは認識されていない。

- ・ 地域ごとの対応を優先しつつ、共通様式のガイドラインを作ることでバランスを取るのが現実的である。届出制度の有効活用を優先し、統一性よりも実務的な利便性の向上を図るべきと思われる。

質問 18：前設問と回答した理由を記載ください

●必要ある理由

規則による届出なのでできる限り統一した様式が良い
自治体で異なるのはおかしい
全国的統一は必要だと考えている（3 回答）
全国統一が必要かもしれないが、県内で統一されていれば良いと思います。
また、医療機関に負担がかからない提出しやすい方法が良いと思います。
全国複数箇所に医療機関を有する法人もあるため、全国的な統一が望ましいのではないかと。
他自治体で同一開設者の医療機関もあるため、統一する方がよいと考えます
都内では統一できているが、全国で標準化されることが望ましいと考える
当該届出の目的が医療機関に明確に示される様式を示していただきたい。
届出の意味として、予定どおりの使用量であったかなど主旨を整理して考えると、統一が望ましい。
届出の目的を明確化するために、全国的な統一が必要と考える
分院等がある医療機関においては、全国統一した様式の方が事務が簡便だと思う。
法律で届出を求めているもので、全国統一が図られている方がよいと考える
法令に準じて決まった報告内容のみで統一すべき

アンケート記載の要約

- ・ 全国的な統一が望ましいとの意見が多数であったが、県内統一されていればよいとの意見も一部見られた。
- ・ 同一法人や分院を持つ医療機関にとって、統一様式の方が事務手続きが簡便である。
- ・ 自治体ごとに異なるのは不適切であり、法令に準じた統一が求められる。
- ・ 届出の目的を明確化し、統一様式で運用すべきとの意見もある。
- ・ 医療機関の負担軽減を考慮した方法が望ましいとの声もある。

アンケート記載についての考察

- ・ 届出の目的や活用方法を明確にし、全国統一の様式を導入することが合理的で、医療機関の負担軽減と事務手続きの簡素化につながる可能性がある。
- ・ 自治体ごとの対応のばらつきを解消し、法令に基づいた統一的な運用が求められる。

●必要ない理由

「本年の使用実績数量」を記載させるかを含め、各都道府県により運用されていれば差し支えないのではないかと。
○大阪府内では、様式を概ね統一している。地方自治事務であり、様式の全国的な統一は不要と思われるが、届出を継続する場合は、国で届出の目的や考え方を示していただきたい。
この届出に限らず医療法関係の他の手続でも統一されていないので、あえてこの様式のみ統一する必要はないと考えます。

どちらでも良いかと。

医療法に係る事務が地方自治法で自治事務とされているため。また、この条文に係る様式のみを統一とする理由が見当たらない。

具体的な目的がなければ過度の規制はすべきでないと考えるため

県内での統一は行っている（県管轄保健所のみ）

県内での統一は行っている（県内のみで良い）

県内での統一は行っているため

県内での統一は行っており、県内のみで良いと考える

現状のままでよい。

使用量は医療監視時に確認しているため。

自治事務であるため統一しなくても良い。また、細則改正の事務負担が増えるため。

集計等、全国的なとりまとめなどを行わない限り、地域の実情に応じた対応でよいのではないかと全国で統一する必要性を見いだせない。

大阪府下は統一しており、問題がないため

地域ごとの実情に合わせた指導でよいと考えます。

地域ごとの必要性により、各自治体の判断で良いと考えます

都道府県ごとに医療機関の構成が異なり、事情に応じて任意項目を加えて差し支えない。

統一する必要性を感じないため

任意の範囲で記載を求める限りは問題がないと考える

放射性同位元素の翌年の使用予定数量は、何のための届出か不明であるため

放射性同位元素の翌年の使用予定数量は、何のための届出か目的や用途が明確に全自治体で共有されていない状況であるならば、統一の必要性が無い

未記載

アンケート記載の要約

- ・ 地方自治の観点から、各自治体の裁量に任せるべきとの意見が多数である。
- ・ 県内レベルでの統一は行われているケースがあり、全国統一の必要性を感じない。
- ・ 医療法関係の他の手続きも統一されていないため、この様式のみ統一する理由がない。
- ・ 届出の目的や用途が明確でない限り、全国統一の必要はないとの指摘あり。
- ・ 地域の実情に応じた柔軟な運用が適切との意見もある。

アンケート記載についての考察

- ・ 全国統一よりも、各自治体の実情に応じた運用が望ましいとする意見が優勢である。
- ・ 届出の目的が不明確なまま統一しても実効性が低いため、まずは目的の明確化が必要と思われる。
- ・ 全国統一の議論よりも、実際の活用方法の整理や合理化の方が優先されるべきである。

その他の理由

この届出を活用する必要性があれば、それに準じた様式とすればよい。

それぞれ自治体ごとで違いがあっても特に問題はないと思う

わからない

規則で定めていないので統一様式にならないのは仕方ないのではないかと思う

県と同様の様式を使用している。

県内は統一されており支障はない。全国的に統一する必要があるか否か判断できない。

東京都の経由事務であるため、東京都の意向による

統一を図ることに利益はあるが、施行規則を改定するほどの必要性があるか不明

統一を図る目的が明確となっていないことから可否を判断する状況にない

特になし

届出の受付実績が無く、分からない。

本来は同一法令に基づく各種届出様式は全国統一であるべきだと思うが、現状がまちまちであるため目的を明確にして、統一することが有用であれば統一すればよいと思う。

アンケート記載の要約

- ・ 統一には一定の利点があるが、現状では必須とは言えないとの意見が多い。
- ・ 自治体ごとに違いがあっても問題ない、または県内統一で十分との意見もある。
- ・ 規則で定められていないため、統一されていないのは仕方がないとの見解が見られる。
- ・ 東京都など、一部自治体では上位機関（都道府県）の意向に従う形になっている。
- ・ 届出の活用目的が明確であれば統一すべきとの指摘もある。

アンケート記載についての考察

- ・ 統一の必要性は目的次第であり、届出の実効性を高める視点が重要である。
- ・ 地域の事情を考慮した柔軟な対応が求められるため、全国統一の前に意義の整理が必要と思われる。
- ・ 規則の改定を伴う統一には慎重な検討が求められ、実際の利便性とのバランスが鍵となる。

質問 17・18 の要約、考察、結論

要約

- ・ 「必要ない」が最多（30件）、次いで「必要ある」（25件）、その他（14件）。
- ・ 統一賛成派：事務負担軽減、管理の効率化、全国一律のルール整備を重視している。
- ・ 統一不要派：地域ごとの実情を尊重し、自治体ごとの対応が適切と主張している。
- ・ その他：判断保留や、現行のままで特に問題を感じていない意見が含まれる。

考察

- ・ 全国統一には一定のメリットがあるが、自治体の裁量を尊重する意見も多い。
- ・ 目的や用途が明確でない限り、統一の意義は薄れる。
- ・ 医療機関や行政の実務に負担をかけない形で、合理的な運用を模索する必要がある。
- ・ 様式を統一する場合は、目的や活用方法を明確にし、標準化のメリットを最大化する必要がある。
- ・ 様式を統一しない場合は、自治体ごとの実情を踏まえ、柔軟な運用を認めつつ、最低限の共通基準を設けるべきと思われる。
- ・ 上記を考慮すると、一律の強制ではなく、ガイドラインや推奨様式を設定し、自治体ごとの事情を考慮しつつ統一性を持たせるのが現実的である。

質問 19：当該届出が有効に利用されるためには、どのような改善が必要でしょうか

回答	回答数
翌年使用予定数量届出の目的や当該数量の算出基準等を明確に示す必要があるのではないか。また、翌年使用予定数量と併せて本年の使用実績数量も報告させることで、医療機関における使用量の管理意識向上にもつながるのではないか。	1
RI に精通した機関に一括して管理してもらいたい。	1
まずは、届出に対する必要性を示していただきたい。	1
意見はありません。	1
医療機関、保健所共に事務職が担当していると思われるため、まずは目的を明確にすべき	1
改善の要否を検討する前提として「有効利用」の内容を明確にするべきと史料	1
簡便な届出方式を採用し、承認数量との対比が表示され現状の使用数量の限度が明確に示されるシステムにする。	2
簡便な届出方式を採用し、承認数量との対比が表示され現状の使用数量の限度が明確に示されるシステムにする等し、また、当該届出の目的を明確に示し医療機関へのR I 使用の啓蒙活動に役立てる。	1
経由事務として行っているのみであるので不明	1
現行において、特段支障はないため、特に意見はございません。	1
現在届出を受理するのみで利用まではいたっておらず改善点についての意見はありません	1
現状で良いと思います。届出漏れがないように確認できるため。	1
今後も届出が必要な場合	
○当該届出の目的や考え方を示し、医療機関への啓発に役立てる。	
○届出をシステムにより行うなど、医療機関の届出時に許可数量（現状の使用数量の限度）が自動で明示され、医療機関側で安全に管理できる仕組みにする。	1
自治体ごとで異なるのはおかしい	1
他の自治体の活用事例があれば伺いたいです。	1
東京都の経由事務であるため、東京都の意向による	1
当該届出に関して、改善の必要性を感じていない。	1
当該届出の目的を明確にする必要がある。	1
当該届出の目的を明確に示し、医療機関へのR I 使用の啓蒙活動に役立てる	17
当該届出の目的を明確に示し、1日最大使用量等の届出を法に明記させるのであれば。医療機関へのR I 使用の啓発につながるものと考え。現状では有効活用されていないのではないかと考える。	1
当該届出の目的を明確に示し、その利活用の方法や得られるアウトカムについての説明が必要	1
当該届出の目的を明確に示し、医療機関へのR I 使用の啓蒙活動に役立てる。	1
当該届出の目的を明確に示し、活用事例を厚労省 HP 等で紹介する。	1
当該届出の目的を明確に示し、全国的に統一されれば有効に利用されると思う	1
当該届出の目的を明確化	9

当該届出の目的を明確化し、医療機関へのR I 使用の啓蒙活動に役立てる	1
統計的な意味を持たせる場合は、国が情報集約できるシステムが必要と考える。	1
特になし。未回答	6
届出の趣旨や目的を明らかにするとともに自治体が行うべき実施内容を明らかにする。	1
届出の受付実績が無く、分からない。	1
届出様式（内容）の統一は、より簡便なシステム構築やデータの利活用を考えるうえでも必要と考えられる。	1
不明	3
放射性同位元素が適正に流通、院内管理、使用されていることを確認できる届出内容とすれば、有効に利用できると考える。ただし、他法令、規則などでこの目的が達成されているのであれば、本届出は不要であると考え。	1
本来の法律上の目的を明確にし、運用上必要な項目を整理すべきではないでしょうか。	1
目的・必要性を明確すること。時流に沿い、電子化を進めることは必要と考える	1
予定使用量と実際の使用量が把握できるシステムがあれば有効である	1
利用目的の明確化及び活用方法の具体化。それによる効果があれば例示するなど。	1
総計	69

アンケート記載の要約

- ・ 届出の目的を明確にすべきとの意見が多数（特にRI 使用の啓蒙や管理意識向上）見られる。
- ・ 簡便な届出方式や電子システムの導入を求める意見もある。
- ・ 届出の統一や活用事例の共有を求める声があるが、自治体ごとに対応が異なる現状である。
- ・ 届出の必要性や利活用の方法を明確にすれば有効性が高まるとの考えがある。
- ・ 国による統計データの集約やシステム構築が必要との意見も見られる。
- ・ 一部では現行のままで問題ない、または改善の必要性を感じていないとの意見も見られる。

アンケート記載についての考察

- ・ 届出の目的が不明確なため、実効性を高めるには意義の整理と統一的な方針が必要である。
- ・ 単なる事務手続きに留めず、RI の適正管理や安全対策に活かす仕組みの検討が求められる。
- ・ 届出の電子化や簡素化を進め、医療機関・行政双方の負担軽減と活用促進を図るべきと思われる。

4) 研究のまとめ

都道府県が最多の回答数を占め、政令市や特別区も一定数の届出を管理していることが明らかになった。制度の変更や統一にあたっては、都道府県の意見が特に重要となるが、政令市や特別区の運用にも配慮が必要である。今後の制度改正では、都道府県を中心に調整しながら、大規模自治体の役割も考慮することが求められる。

届出の記載内容にはばらつきがあり、多くの自治体が「翌年の使用予定数量のみ」を求める一方、一部では「本年の使用数量」や「最大使用予定数量」も記載していた。自治体ごとに運用の違いが認められるため、全国的な統一基準を策定することで、医療機関と自治体双方の負担を軽減できる可能性がある。「翌年の使用予定数量のみ」の届出を基本としつつ、追加情報の必要性については慎重に検討すべきである。

「最大使用予定数量」の記載を求める自治体があるが、その理由には安全管理や慣習による運用が影響していた。制度の目的が明確でないまま慣例的に運用されているケースもあるため、不要な届出の負担を減らし、安全管理に本当に必要な情報に限定すべきである。従って、「最大使用予定数量」の届出については、その必要性を十分に精査し、合理的な制度設計を行うことが求められる。

届出を活用している自治体は少数で、多くの自治体では届出を受理するだけにとどまっていた。活用している自治体では、使用数量の監視や変更届の確認を行っているが、実際に運用が徹底されているとは言い難い。監査や安全管理と連携し、届出を実効性のある形で運用できる仕組みを構築することで、制度の有用性を高める必要がある。

届出の管理方法については、多くの自治体が「届出の確認のみ」を行い、積極的な集計やデータ活用をしていないことが分かった。また、一部の自治体では電子ファイルに保存するのみで、実質的な管理や活用がなされていない。届出を単なる事務手続きに終わらせず、データの集計・分析を可能にする電子化やシステム化を進めるべきである。

届出の必要性については意見が割れ、安全管理や災害対応の観点から必要とする声がある一方、実務的な活用が乏しく不要とする意見も多かった。現在の制度が形式的なものにとどまっていると思われる。届出の必要性を再評価し、見直しを検討することが適切であると思われる。

届出の締切時期については、現行維持を支持する意見が多いが、年度単位の方が管理しやすいとの指摘もあった。締切を変更することによる混乱を避けるため、変更の必要性を慎重に検討しつつ、医療機関や自治体双方の負担軽減を考慮した柔軟な対応を検討することが望ましい。

届出様式の統一については、全国統一の必要性を主張する意見と、地域ごとの事情を尊重すべきとの意見が拮抗していた。全国統一には事務負担軽減や管理の効率化といったメリットがあるが、自治体の裁量を尊重する意見も根強い。したがって、強制的な統一ではなく、ガイドラインや推奨様式を設定し、標準化を進めることが現実的な解決策となる。

届出の有効活用と改善に関しては、多くの回答者が「届出の目的を明確化すべき」と考えていた。また、届出方式の簡素化や電子化の推進を求める声も多かった。現状では届出の目的が不明確なため、実効性を高めるためにはその意義を整理し、統一的な方針を策定することが必要である。さらに、届出の電子化や簡素化を進め、行政と医療機関双方の負担を軽減しながら有効活用を促進すべきである。

5) 本研究の結論

本アンケートの結果から、現行の予定使用数量の届出制度はその目的や活用が不明確であり、全国統一の様式ではなく、自治体ごとの裁量を考慮した標準化が求められることが明らかになった。また、電子化や簡素化により届出の負担を軽減し、データの有効活用を促進することが重要である。不要な届出を削減しつつ、安全管理と負担軽減のバランスを取ることで、届出制度の実効性を高めることが今後の課題となる。